第5章 建築物の安全性を確認する

建物を建てる際には、図面の審査や工事中・工事後の検査を受けて、安全な建物を建てる 義務があります。平成7年の阪神・淡路大震災では、古い建物だけでなく新しくても施工不 良や耐震基準を満たさない建物が倒壊して被害が拡大した、という報告もあります。

家を建てる、あるいは購入する際には、価格や間取りだけでなく、安全性についても「建て主」や「購入する本人」が、忘れずに確認してください。

1 建築確認申請

建物を建てるときは、区などに図面を提出し、建築基準法などに適合した建物かどうかの 審査を受けます。建築確認申請は、建物の大きさに関わらず、ほとんどの建物に申請が義務 付けられています。増築する場合も必要です。一般的には、設計者や建築業者などが申請手 続きを行いますが、必ず申請内容を確認しましょう。建築基準法やそのほかの関係法令の基 準に適合していると「確認済証」が交付されます。

2 中間検査

建築基準法の改正に伴い、平成11年7月1日以降に建築確認申請された建築物のうち、 一定のものについては、中間検査が必要となりました。平成19年の法改正により定められ た中間検査対象建築物及び検査する工程は、下記の通りです。

中間検査では、建物の安全性に深く関わる部分の工事が終わった段階で、建築確認申請通りの工事が行われているかを検査します。検査に合格すると、「中間検査合格証」が交付されます。

●中間検査対象建築物及び検査する工程

次のいずれかに該当する建築物の工事(増築等を含む)が、それぞれの工程を終えたとき (仮設建築物等の一定のものを除く)。

- ①階数が3以上である共同住宅
 - 2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
- ②地階を除く階数が3以上のもの(ただし①に該当するものは除く)
 - ア 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造は、1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事
 - イ 鉄筋コンクリート造は、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
 - ウ 木造は屋根工事が完了した段階
 - エ アからウまでに規定する構造以外のものにあっては、2階床工事

3 完了検査

建物が完成したときに、適法性、安全性を確認する検査です。この検査はすべての建物に 義務付けられています。検査に合格すると「検査済証」が交付されます。

4 工事監理者の選任

建物の適法性、安全性を確保するには、建築確認申請通りの工事が不可欠です。そのチェックを行うのが工事監理者です。工事を行うときは、この工事監理者を定めてください。

5 確認済証と検査済証を受け取る

これらは、建物が図面通りで、法令に適合していることを証明するものです。将来増築するときも必要です。忘れずに受け取り保管しましょう。

購入の契約をする前に、売り主に確認済証、検査済証等を見せてもらいましょう。契約の際には、忘れずに確認済証と検査済証を受け取り保管しましょう。

6 すでに建物を所有している方

昭和56年5月以前に建築確認を受けて建てられた建物の場合は、耐震診断を受け、安全性を確認しましょう。

世田谷区では、一定の条件により、耐震診断や耐震補強設計、耐震補強工事の支援制度がありますのでご活用ください。

●耐震診断等の支援制度に関するお問い合わせ先 世田谷区 防災街づくり担当部 防災街づくり課 耐震促進担当 電話 03-6432-7177、7178

○この章に関するお問い合わせ先 世田谷区 都市整備政策部 建築審査課 構造審査担当 電話 03-6432-7169